

広島県告示第二百四十四号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定によつて指定した次の海岸保全区域を廃止する。

平成二十五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

昭和三十三年広島県告示第三百号で指定した海岸保全区域のうち、次の海岸保全区域

一 海岸名

横田漁港海岸

二 地区海岸名

小入双地区海岸